

NEWS RELEASE



2021年7月14日
日本新薬株式会社
広報部

各位

サレプタ社に対する訴訟の提起について

日本新薬株式会社（本社：京都市南区、社長：中井亨、以下「当社」）は、本日、サレプタ・セラピューティクス社（Sarepta Therapeutics、以下「サレプタ社」）に対し、当社の知的財産を防御する目的でデラウェア州連邦地方裁判所（デラウェア州ウィルミントン）に3つの訴訟を提起しましたので、お知らせいたします。

【訴訟の概要】

- 当社は、サレプタ社が行った当社アンチセンス核酸医薬品技術関連特許の無効審判請求（IPR請求）に対して仮差止命令申請を行いました。
- 当社は、サレプタ社が西オーストラリア大学（UWA）から取得した特許は無効であり、ビルテプソはその特許を侵害していないことの確認を求める訴訟を提起しました。ビルテプソを発見したのは日本新薬とその共同研究先の研究者であり、その発見はサレプタ社の知的財産には依存していません。
- 当社の特許にはVYONDYS 53の塩基配列が含まれることから、サレプタ社のデュシェンヌ型筋ジストロフィー治療薬であるVYONDYS 53に対する特許侵害訴訟も提起しました。

サレプタ社特許の不当に広範囲な権利主張が認められれば、当社を含む様々な新規デュシェンヌ治療法のイノベーションと開発が妨げられ、患者さんの不利益につながることで当社は考えています。なかでも当社は自社の知的財産の正当性に自信を持っており、これまで通り研究開発に注力し、希少疾患の治療法開発の進展に貢献していきます。また、本訴訟によるビルテプソ供給への影響はありません。

当社による提訴は、VYONDYS 53をはじめ、サレプタ社や他のライフサイエンス企業のデュシェンヌ型筋ジストロフィー治療に関する薬剤および治験薬等に対するアクセスを妨げるものではありません。当社の請求は、サレプタ社による当社の知的財産侵害に係る補償に限定されております。

以上